

定期監査の結果に関する報告について（令和3年度第1回）

地方自治法第199条の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

監査は、勝山信監査委員、井戸川員三監査委員、長谷川清和前監査委員が実施しました。

令和4年3月30日

四街道市監査委員 勝 山 信
同 井戸川 員 三

令和3年度

監査報告書

(第1回)

定期監査

危機管理室

経営企画部

総務部

福祉サービス部

健康こども部

会計課

議会事務局

選挙管理委員会事務局

監査委員事務局

消防本部・署

四街道市監査委員

四街道市監査基準に準拠して、地方自治法第199条の規定による定期監査を実施したので、次のとおり報告する。

1 監査の範囲

令和3年4月1日から令和3年9月30日までに執行された財務に関する事務の執行等

2 監査の対象

(1) 危機管理室

(2) 経営企画部、総務部、福祉サービス部、健康こども部の各課及び出先機関

(3) 会計課

(4) 議会事務局

(5) 選挙管理委員会事務局

(6) 監査委員事務局

(7) 消防本部の各課及び消防署

3 監査の実施場所

監査委員室

4 監査の実施期間

令和3年10月12日から令和3年11月25日

5 監査の方法

監査に当たっては、主に予算の執行状況及び財産の管理状況について、事前提出を求めた資料及び提示のあった関係書類を審査するほか、質問事項等により関係職員から事情を聴取した。

6 監査の結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認められた。

7 意見

正確性、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、事務の見直しや組織内でのチェック体制を確立するなど、適正で合理的かつ効率的な事務の執行を確保できるよう努められたい。

全体的検討事項

1 時間外勤務の縮減について

時間外勤務の縮減については、これまで職員の健康保持及び公務能率の向上の観点から各種取り組みを実施している。時間外勤務の状況について聴取を行ったところ、改善が認められる部署がある一方で、令和3年4月1日付け人号外総務部長通知「時間外勤務の縮減等について（通知）」で示された上限を超えているケースや特定の職員への偏りが見受けられた。

各所属長は、職員の心身の健康に十分配慮し、業務の繁閑に応じた勤務体制の強化や事務配分の適正化に努めるとともに、確実な時間外勤務の縮減に取り組まれたい。

2 契約の事務について

一般競争入札を行わない額の契約において、予定価格と契約金額が同額のものが見られる。これは、見積りを参考に予定価格を設定した場合に多く見られるが、より透明性を確保する観点から、適正な予定価格を設定して契約事務を実施されたい。